○厚生労働省告示第三百五十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文並びに第二十条第三号ヘ及びト、第二十一条第三号ヘ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第一号中「及びエダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）」を「、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）及びアスホターゼ　アルファ製剤」に改め、同第二号(一)ハ中「及びエクリラ四〇〇㎎ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）」を「、エクリラ四〇〇㎎ジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）及びハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」に改める。

別表第3に次のように加える。

第5部　追加用外薬	規格単位	(2)
（お）		
オラネジン液1.5%消毒用アプリケータ10mL	1.5%10mL 1管	
オラネジン液1.5%消毒用アプリケータ25mL	1.5%25mL 1管	
オラネジン消毒液1.5%	1.5%10mL	

○厚生労働省告示第三百五十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第九中「ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」を「ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン　アルファ　アスホターゼ　アルファ製剤（皮下注射）製剤」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の1900から1912までの項中

5 あり	ボルテゾミブ，レナリドミド水和物，ボマリドミド

を

5 あり	ボルテゾミブ，ボマリドミド水和物，ピノスタット乳

に改める。

レナリドミド，パノビノスタット乳酸塩	

○厚生労働省告示第三百五十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表一の26の項を次のように改める。

010010xx01x00x	
010010xx01x01x	
010010xx01x10x	
010010xx01x2xx	
010010xx01x3xx	
010010xx97x00x	
010010xx97x01x	
010010xx97x1xx	
010010xx97x3xx	
060010xx01x3xx	
060010xx01x4xx	
060010xx02x3xx	
060010xx02x40x	
060010xx02x41x	
060010xx97x3xx	
060010xx97x40x	
060010xx97x41x	
060010xx99x30x	
060010xx99x31x	
060010xx99x40x	
060010xx99x41x	
26	タラポルフィンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年９月20日に、旧薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたもの及び平成27年５月26日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）